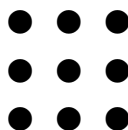
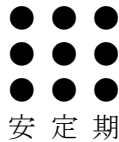


新たなビジョンのもとに

(昭和 63 年～平成 30 年)



安 定 期



昭和 63 年～平成 30 年

●登録型式承認制度の運用開始

昭和 63 年 3 月、本協会は登録型式承認制度のフォローアップを開始した。

登録型式承認制度は、昭和 58 年 3 月の臨時行政調査会第 5 次答申において、「第一種液化石油ガス器具等の検定については、登録型式承認制度の積極的活用を図る。」との指摘を受け、昭和 60 年 7 月の LP ガス消費者保安対策研究会、さらには昭和 61 年 5 月の高圧ガス及び火薬類保安審議会の提言を受け、昭和 63 年 3 月から運用が開始されたものである。

登録型式承認制度の運用は、前述のとおりメーカーの体制の問題もあり、高圧ホースにおいて 1 社のみから始まった。

本協会は、液石法に基づき申請された試験を行い、フォローアップ規程に基づいて、高圧ホース登録製造事業者に対して、フォローアップを実施した。

●マイコンメータの時代へ

LP ガスの事故は、昭和 54 年をピークに徐々に減ってはいたが、昭和 60 年頃から年間 500 件というあたりではほぼ頭打ちとなっていた。このため新しい安全器具の開発が叫ばれ、マイコンⅡを登場させていた。

マイコンⅡは、各消費者宅の LP ガスの使用状況をつねに監視して、ガス流量などに異常を発見した場合、自動的にガスを遮断したり、警報表示を行うガスメータのことである。

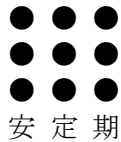
この異常を判断するのは、メータに搭載されたマイコンであるが、プログラムを開発するために、高圧ガス保安協会は 5000 世帯を超える消費世帯の実態調査を行っていた。

昭和 63 年 12 月には、電話回線を利用した集中監視システム対応型マイコンⅡが開発され、保安体制の整備が図られたが、これは同時に自動検針も可能にしたことから、販売事業者等の合理化にも貢献した。

ところが、このマイコンⅡは、一般的な消費家庭を対象にした調査データに基づいて異常判断プログラムを作成してあるため、業務用や大口消費者に対しては、使用することができなかった。

そこで開発されたのが、マイコン B、C、L であった。マイコン B は業務用、マイコン C は大口消費者及び緩加熱型貯湯式湯沸器使用世帯用、そしてマイコン L は大口消費者用である。これでほぼすべての消費者が、マイコンメータを取り付けることが可能になった。

また、このとき合計及び増加流量遮断と継続使用時間遮断の学習機能が登場した。この学習機能の搭載によりマイコンが消費者の 2 週間の消費形態を自ら



昭和 63 年～平成 30 年

学習し自動的に遮断レベルを選択できるようになったのである。

本協会は、平成 2 年 4 月に、マイコン B、C、L の検査を開始した。

こうしたマイコンメータの普及を受けて、本協会の検査品目のうち、マイコンメータの占める割合は、次第に増加していった。

●配管用フレキ管・継手の検査開始

平成元年 5 月には、配管用フレキ管・継手の検査を開始した。

配管用フレキ管とは、金属フレキシブルホースとは異なり、材質は銅合金ではなくステンレス製である。また、構造が金属フレキシブルホースがスパイラル型であるのに対し、こちらは蛇腹型となっており、主に屋内用として、各部屋に引き入れるときに使われる。値段はガス管（配管用炭素鋼鋼管／SGP）より高いが、配管工事費用が安くてすむため、コストとしては十分に折り合うものであった。



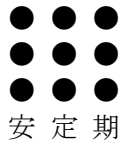
配管用フレキ管引張試験

●中央検査所 1 号館の改築

平成 3 年 3 月、中央検査所に、新しく 1 号館が完成した。これは平屋建てだった旧 1 号館を、鉄骨耐火構造 4 階建てに改築したものである。

同時に、2 号館の改修にも着手し、平成 4 年 10 月には、空調設備を A 重油・電気から LP ガスによる GHP に切り換えた。

新設された中央検査所には、自転車振興会（現：公益財団法人 JKA）の補助金交付の対象となったガス栓等性能試験装置をはじめ、S 型マイコンメータ用の上流漏洩監視警告及び調整器異常監視警告試験装置など、所要の検査機械



昭和 63 年～平成 30 年

器具が随時設置され、年々、検査体制の整備拡充が図られていった。



● 逆止弁付根元バルブの検査開始

平成 4 年 12 月には、逆止弁付根元バルブの検査を開始した。

逆止弁付根元バルブとは、集合装置の容器毎に逆流を防止する器具である。

この当時、複数の容器（ボンベ）を使うところではこの器具を取り付けるべきだということで、検査基準が作られたものであった。

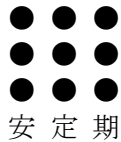
● 計量法改正への対応

平成 5 年 11 月に、改正計量法が施行された。この改正は、S I 単位への統一や、計量器検定の簡素化等が盛り込まれたものであったが、本協会ではこの改正を新たな事業参入のチャンスととらえて、活動を行った。

- ・平成 3 年 12 月 12 日 通産省機械情報産業局計量行政室長に、ガスメータの計量検定に本協会が参加したい旨を要望。
- ・平成 5 年 6 月 本協会職員 1 名が、計量士の資格を取得。

以上活動のごく一部だが、結局、本協会では機関としての事業を開始するまでには至らなかった。

しかし、このように、本協会が新規事業へ積極的に参入しようという試みの先駆ともなった出来事であったため、ここに記したものである。



昭和 63 年～平成 30 年

●マイコン S の登場

平成に入り、マイコンメータ（Ⅱ、B、C、L）が普及し、ほとんどすべての消費者に設置することが可能になっていたが、販売事業者や消費者からは、ガスメータ上流側の漏洩監視及び検査機能の搭載、自損防止機能の搭載、口金寸法の統一、耐ノイズ性能の改善、感震器の内蔵など、さまざまな要望が寄せられていた。

また、平成 3 年 9 月の計量法の改正によって、これまで 7 年とされていた LP ガスメータの検満期間が $2.5\text{m}^3/\text{h}$ 以下については 10 年に延長されることになった。これに伴い、新しい S 型マイコンメータの開発が着手された。

マイコン S には、前述の要望を踏まえさまざまな工夫がなされていた。これまでの学習機能は、家庭の燃焼器具合計及び最大器具を 3 段階に識別し各遮断流量を自動選択していたが、マイコン S では、学習結果に基づく最大流量及び最大器具流量に一定係数を乗じた値を遮断流量とすることにより、無段階の遮断レベルが設定できるようになった。

さらに、圧力センサを内蔵し、メータ上流側の漏れ及び供給圧力の状態も認識することができ、また、感震器も内蔵し、震度 5 相当の地震を感知したときに自動的にガスを遮断させることができるようになった。

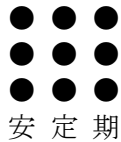
このマイコン S の開発によって、消費者側のさまざまなニーズが満たされたばかりか、販売事業者側にも大きなメリットをもたらした。そのひとつが、漏洩検査の省略であろう。

マイコン S では、配管低圧部全部の漏洩検査を省略することができるようになり、法令で定められている点検項目のうち工具を持っての点検はほとんどなくなり、目視点検だけで行えるようになったのである。この措置は、マイコン S 導入にかかる費用を代替する意味でも大きな効果があった。

こうして業界待望のマイコン S は、平成 4 年から開発が進み、平成 6 年 4 月 1 日には、本協会も検査を開始することができたのである。



なお、平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災以後、マイコン S は急速に増え、地震や災害の発生時に起こる二次災害の防止に大いに貢献している。



昭和 63 年～平成 30 年

●管理型自主検査制度のスタート

平成 6 年 4 月から、従来行ってきた検査制度に加え、製造事業者の品質保証体制の推進及び検査制度の合理化を目的として、新たに管理型自主検査制度が導入された。

この制度の特徴は、検査制度の基本である製品品質の確認に加え、製造事業者の品質保証体制により一層の重点を置いたことである。この制度により、製造事業者は自社の生産計画に合わせた、より自主的な管理運営、検査手数料の軽減、型式の有効期限の延長などが可能となった。

この管理型自主検査制度は、製造事業者の選択によるものであるが、事前に、製造事業者の組織、製造工程、設備管理、クレーム処理、証票管理などの管理体制及び検査設備の保有が良好であるかどうかをチェックする工場審査を導入したものである。

また、運用後、定期的にフォローアップを行うことにより、製造事業者の管理体制の運営状況が適切かどうかの確認が行われる。

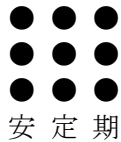
この管理型自主検査制度は、開始時は、自動切替式調整器、低圧ホース、燃焼器用ホース、逆止弁付根元バルブ、マイコンメータ、金属フレキシブルホースを対象としたが、その後、配管用フレキ管・継手、ガス漏れ警報遮断装置、高圧ホース、自記圧力計、単段減圧式調整器を追加し 10 品目となり、平成 9 年 10 月からは、ガス栓（国家検定品）を除くすべての品目が対象となった。

●高性能機器検査のスタート

計量法の改正によってマイコンメータが 7 年から 10 年に有効期限が延長されたことに伴い、調整器（容量 10kg/h 以下）、高圧ホース及び低圧ホースも 10 年に対応するため、J L I A と協力して本協会は、平成 7 年 9 月、従来の検査基準に適合し、かつ耐久性を重要視した上乘せ基準を満たす「液化石油ガス用高性能供給機器検査規程（LIA-700）」を制定した。その後、調整器、高圧ホース、低圧ホースは通産省から保安確保機器 I 類として告示され、平成 9 年 4 月 1 日より施行された。

●品質保証審査センターの設立

品質保証システム規格である ISO9000 シリーズは、EC 統合によってにわかに脚光を集めた。EC 内外での流通の自由化を図っていく上で、製品基準や安全基準を整備することと、企業の信頼性を測る物差しが必要となり、1976 年に ISO



昭和 63 年～平成 30 年

（国際標準化機構）に委員会（TC176）を設置し、1987 年初版の ISO9000 シリーズが発行され、急速に広まっていった。

ヨーロッパにこの ISO が普及すると、国際化を推進する日本の企業もこれを無視できなくなった。逆に、海外企業などが日本企業と取引や提携を行う際も、この ISO の取得を条件とするところも出てきたのである。

本協会では、この世界的な流れに着目し、新規事業として扱うことを決定した。

製品認証は従来の業務であり、今後も大きな柱となるであろうが、システム認証はそれを補佐する大きな柱となっていくとの見通しを持ったのである。

まず、平成 5 年 8 月 5 日に、品質保証審査センター設立準備室を設立した。ここで、日本品質システム審査登録認定協会（JAB、現：日本適合性認定協会）の審査登録機関となるための準備をスタートさせた。

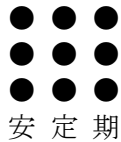
さらに審査員を養成し、公的な資格を取得させるべく平成 3 年から 4 年にかけて、IQA 認定主任審査員コースの履修を始め、その後、職員 5 名の主任審査員資格者ほか総計 13 名の審査員を擁するに至っている。この準備段階を経て、平成 7 年 4 月 1 日に品質保証審査センターを設立し、営業を開始した。

本協会が ISO 国際規格並びに日本工業規格等に基づき、供給者の品質システムを第三者機関として認証登録を実施するにあたっては、「ISO 国際規格ならびに J I S 等に基づき、すべての供給者に対して公平公正な審査登録を行うことにより、供給者の品質システムの向上及び健全な発展に寄与する。」ことを本協会の品質保証審査登録制度の基本方針とし、この基本方針に則った品質保証審査登録制度を通じて、国内外における供給者及び購入者の経済活動の円滑化ならびに供給者の品質保証体制の構築、改善に貢献することを目的とした。

その後、平成 9 年 2 月 17 日に JAB より認定を受け、正式に品質マネジメントシステム（QMS）の認証業務を開始した。



JAB 認定登録証授与式（於：本協会）



昭和 63 年～平成 30 年

●液石法の改正（平成 8 年）

平成 8 年 3 月 31 日、改正液石法が公布され、平成 9 年 4 月 1 日より施行された。

今次の改正は、LP ガスによる事故の減少という事実を踏まえつつ、技術の進展、保安を担う者の実態、国際化の進展等液化石油ガス事業を取り巻く環境変化に対応すべく、「制度面の改革」として、

- ①販売事業の許可制から登録制への移行（保安規制の合理化・参入規制の排除）
- ②認定保安機関制度の創設（保安と販売の分離）
- ③インセンティブ規制の導入（保安への競争原理の導入）
- ④流通合理化・近代化への対応（バルク供給、容器置場など）

などが図られた。

また、「基準・規制内容の見直し」という点では、

- ①点検・調査の頻度
 - ②業務主任者の選任基準
 - ③容器置場基準
- などについて緩和措置が講じられる一方、
- ④安全器具の設置義務づけ
 - ⑤地震対策の義務づけ
 - ⑥取引条件の明確化（公布書面の内容充実、消費者への情報開示の充実）

といった規制強化も図られた。

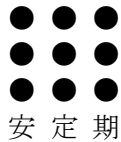
さらに、平成 8 年 5 月 1 日の政令改正によって、調整器及び高圧ホースの 2 品目が、第一種液化石油ガス器具から、第二種液化石油ガス器具に移行した。

これにより、この 2 品目は国家検定からはずれて自己認証又は自主検査品目となり、第一種液化石油ガス器具はガス栓のみとなった。

「技術上の基準」としては、国際単位に統一されるとともに、用語では「閉止弁」は「ガス栓」に改正された。

●ガス放出防止型高圧ホースの検査開始

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、LP ガス業界においては、容器転倒等によるガス漏れを防ぐため、高圧部の安全機器として「ガス放出防止器」以外にも同様のガス放出防止機構を内蔵した高圧ホースの必要性が高まっていたが、翌平成 8 年には、各ホースメーカーが「ガス放出防止型高圧ホース」を開発した。



昭和 63 年～平成 30 年

当該ホースに係る検査については、当初、高圧ホース部については「高圧ホース検査規程（LIA-400）」、付加機能のガス放出防止機構部については高圧ガス保安協会（以下、「KHK」という。）及びLPガス器具等技術審査委員会にて技術審査を受けた技術基準に基づいて実施していた。また、第2検査については、平成8年9月に発行された運用文書に基づき実施していた。



しかしながら、その後、自主基準化の要望が高まってKHKにおいて基準が策定されることとなり、平成10年5月に高圧ガス保安協会基準（以下、「KHK基準」という。）の「液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（S0736）」が改正され、ガス放出防止機構部分の性能基準が追加された。これを受けて本協会では、「ガス放出防止型高圧ホース検査規程（LIA-401）」を平成10年5月に新たに制定し、本規程に基づいて検査を開始した。

●環境管理審査センターの設立

平成8年6月、日本品質システム審査登録認定協会（JAB）は、「日本適合性認定協会」へと名称を変更し、同年12月、環境マネジメントシステム（ISO14001）審査登録機関・認証機関、試験所等の認定登録（環境管理システム審査登録制度）を開始させた。

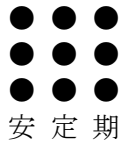
それに伴い、本協会は、平成9年4月、品質保証審査センターに続き環境管理審査センターを開設し、ISO14001の認定に向け準備を開始した。

ISO14001は、昭和50年代半ばから地球環境の悪化が世界的に深刻な問題となり始めてきたことに伴い、平成4年の環境開発会議（地球サミット）がきっかけとなり開発された。当時、消費者が環境問題に対し、敏感に反応し始めていた時代であり、環境問題に対して企業も積極的にかかわることが徐々に必要となっていた。

システムの構築や審査員育成に時間を要したが、ようやく平成12年12月5日にJABより認定を受けることができ、正式に環境マネジメントシステム（EMS）の認証業務をスタートさせた。

ISO14001の認証取得は、環境負荷の少ないビジネスを行っていることをアピールできることもあり、認証取得を希望する企業は多かった。

なお、平成16年7月、品質保証審査センターと環境管理審査センターを「ISO審査センター」に統合し、業務効率化を図ると共に、ISO9001とISO14001など



昭和 63 年～平成 30 年

複数のマネジメントシステムを統合して運用する企業へ円滑に対応できるよう運用体制を刷新した。

●配管用フレキ管接続ガス栓の検査開始

J L I A より配管用フレキ管接続ガス栓の性能基準化の要望を受け、平成 10 年 6 月、「配管用フレキ管接続ガス栓性能確認基準」を制定し、検査を開始した。

●簡易ガス事業用液化石油ガス感震自動ガス遮断装置の検査開始

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災を受け、同年 4 月に通産省に設置された「ガス地震対策検討会」の報告書により感震自動ガス遮断装置の設置促進が示された。これを受け、従来より感震自動ガス遮断装置の開発等に携わっていた日本簡易ガス協会（現：日本コミュニティーガス協会）は「簡易ガス事業地震防災対策マニュアル」及び「簡易ガス事業用感震自動ガス遮断装置の技術基準」を策定した。

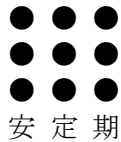
本協会は、これに伴い、「簡易ガス事業用液化石油ガス感震自動ガス遮断装置検査規程（LIA-620）」を平成 10 年 2 月に制定し、検査を開始した。

●電気式ダイヤフラム式圧力計の検査開始

電気式ダイヤフラム式圧力計は、液石法省令補完基準の平成 9 年 9 月 30 日改正により、液石法施行規則第 18 条及び第 44 条関係の気密試験及び漏えい試験に用いられる圧力測定器具としての使用が認められた。これを受け業界から、昭和 53 年から実施していた「自記圧力計」と同様に検査対象とすべきとの要望が出された。このため本協会は、K H K、業界と協議を行い、平成 10 年 12 月、K H K 技術基準の改正を経て、「液化石油ガス用自記圧力計検査規程（LIA-330）」に“電気式ダイヤフラム式圧力計”の技術基準を追加し、平成 11 年 1 月から検査を開始した。

●端末伝送装置の検査開始

従来の集中監視システムにおける伝送装置（N C U）は、各社で互換性がなく、共通仕様がないことから、集中監視システムの普及に当たり、効率化、発展性、合理化の促進及び利便性の向上等の阻害要因になっていた。このため、K H K は N C U 業界とともに既存の集中監視システムにも接続でき、伝送情報の増大に対応した、発展性及び互換性に優れる共通型伝送装置の開発に取り組



昭和 63 年～平成 30 年

み、平成 9 年 9 月に「共通型伝送装置の標準仕様書」を制定した。しかしながら、その後解釈の相違などの問題などから本協会は、平成 10 年より N C U 15 社とともに認証制度及び端末 N C U の検査について協議を重ね、平成 11 年 2 月に「端末伝送装置検査制度 (LIA-160)」及び「端末伝送装置検査規程 (LIA-900)」を制定し、検査を開始した。

しかしながら、通信技術の進歩とともに制定した技術基準が現在の通信インフラに対応しなくなってきたことを受け、平成 29 年 4 月、当該検査制度及び当該検査規程を廃止した。

● 国家検定から第三者機関による検査・認証へ

通産省では、基準・認証制度に基づく規制について、役割分担を見直し、指定検定機関のような公益法人に限らず、民間の能力を活用した制度を構築して、規制を合理化しつつ消費者の安全等の維持・向上を図ることを目的として、平成 11 年 8 月に「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律」を制定した。この法律の制定により、平成 12 年 10 月に液石法においても、液化石油ガス用ガス栓は特定液化石油ガス器具等として品目指定され、また、調整器、高圧ホース、低圧ホース及び対震遮断器が液化石油ガス器具等の品目指定を受け、第三者機関による検査・認証へと移行した。

この法改正に伴い、本協会は平成 12 年 10 月 1 日から“認定検査機関”として液化石油ガス用ガス栓の適合性検査業務を開始したが、みなし期間を経て、平成 13 年 3 月 2 日に認定された。

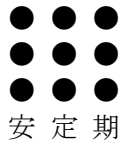
その後、平成 15 年 6 月の法改正により“みなし登録検査機関”となり、更新審査を受け平成 19 年 2 月 9 日付けで“登録検査機関”となった。

● バルク用ガス放出防止機構付調整器の検査開始

平成 11 年 12 月の告示改正で、バルク貯槽又はバルク容器に取り付けられるガス放出防止器の基準が改正され、ガス放出防止機構付調整器が開発された。これを受け、本協会は平成 13 年 5 月に「バルク用ガス放出防止機構付調整器検査規程 (LIA-506)」を制定し、検査を開始した。

● 管理型検査制度の改正

制定から 7 年が経過した管理型自主検査制度について、管理型検査制度へと名称を変更し、規制合理化、自己責任等の社会的状況の変化、ISO9000 認証取得の普及などに適切に対応した制度とするため、フォローアップ等の見直しを



昭和 63 年～平成 30 年

行い、平成 14 年 4 月、従来の工場審査や製品検査の有効期限 3 年に加え、これまで暫定的に運用されていた ISO9000's 認証取得事業者の有効期限を 5 年とする特例措置を設けた。

●高圧ホースの液封防止型チェック弁の規定化

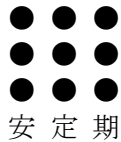
自動切替式調整器の片側に複数本の容器をチェック弁付きの連結用ホースで接続し供給する形態が増加し、その際、容器間では液移動が生じることが確認されたため、片側容器に蓄積された LP ガスが安全弁から放出される危険性のあることが問題視された。この事態を重く受け、メーカーではチェック弁の改良を進め、一旦移動した LP ガスの戻り現象をチェック弁が阻害することなく、また、従来のチェック弁の機能を併せ持つ構造の液封防止型チェック弁が開発された。この開発に伴い、平成 15 年 2 月に「高圧ホース検査規程 (LIA-400)」に液封防止型チェック弁に係る性能基準を追加した。

●バルク用超音波液面計の検査開始

バルク供給は、従来、工場など、LP ガスを大量に消費する事業者向けの供給方式として用いられてきたが、平成 9 年の法改正により、一般家庭を含む小口の消費者に対する供給手段としても利用できるようになった（民生用バルク供給）。これを受け、日本エルピーガス連合会（現：全国 LP ガス協会）は、バルク供給事業の円滑な導入を図るための取り組みを開始し、本協会は、日本エルピーガス連合会から平成 11 年度に「超音波液面計の開発」及び「バルク容器用非破壊検査機器の開発」に係る事業を受託した。また、本協会は平成 12 年度には性能規定化に伴う自主基準策定に係る基礎データの集積と解析を目的とした超音波液面計試作品のベンチテスト及びフィールドテストを実施した。

バルク供給設備にはこれまでは主としてフロート式液面計が用いられてきたが、可動部・耐圧部がなく、液化石油ガスに触れる部分がないなどの特徴を持つ「超音波液面計」への要望が高まり、平成 15 年 3 月にバルク告示及び KHK 基準が改正されて超音波液面計の使用に係る法規制が整備された。

この改正に伴い、本協会では、平成 15 年 6 月、バルク告示第 4 条（液面計の設置等）に規定される基準及び同条第八号において引用されている高圧ガス保安協会の「液化石油ガス法施行規則関係技術基準〈S0739〉」を満足し、かつ、電子部品等に対する基準は S 型保安ガスメータと同等の保安レベルとした「バルク用超音波液面計検査規程 (LIA-910)」を制定し、検査を開始した。



昭和 63 年～平成 30 年

●ASNITE-Product 認定

平成 16 年 3 月に施行された「公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律」に基づき、液石法における検査機関の登録基準の一つとして、ISO/IEC Guide65（現 ISO/IEC17065）が採用されることとなった。このため本協会は ISO/IEC Guide65 に沿ったシステムを次回国内登録検査機関の継続申請（平成 19 年 2 月）までに構築することが必要となった。

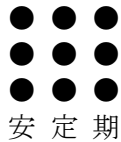
また、本協会は平成 17 年度に開始される JIS マーク表示制度に係る工業標準化法に基づく国内登録認証機関の登録申請においても、当該登録基準は ISO/IEC Guide65 であったことから、液石法に係るシステム構築とともに新 JIS 認証のシステム構築を進めた。

システム構築過程で、本協会は、認証システム及び技術基盤の強化を図るべく、独立行政法人製品評価技術基盤機構の認定センター（IAJapan）が運営する「ASNITE-Product」の認定を取得することとした。

「ASNITE-Product」は、製品認証機関に対する国際規格である ISO/IEC17065 に基づく認定制度であり、製品安全 4 法における特別特定製品（本会が適合性検査を実施している液化石油ガス用ガス栓を含む。）を認定範囲としており、認定の区分・基準についても液石法の登録検査機関と同等の内容となっている。

本協会は、平成 17 年 2 月に申請を行ったところ、3 月 10 日及び 11 日の 2 日間にかけて中央検査所において現地審査が行われ、平成 17 年 6 月 1 日、ASNITE-Product 認定を取得した。





昭和 63 年～平成 30 年

●海外協力

平成 15 年から平成 16 年にかけては、海外の公的機関からの協力要請により、検査制度や法規制等の情報交換など情報交流が目立った。

平成 15 年は、韓国ガス安全公社が来訪し、検査制度等の情報交換を行い、また、香港特別行政区政府・機電工程署から 3 名の研修生を受け入れ、供給・消費機器全般の検査に関する研修を行った。

平成 16 年は、台湾内政部消防署が来訪し、検査制度等の情報交換を行い、また、同署から要請を受け、台湾に職員を派遣し、法規制、供給設備の検査基準等について LP ガス関係者を対象として講演を行った。

●JIS 登録認証機関の登録と JIS 認証の開始

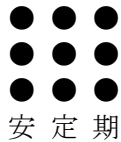
JIS マーク表示制度を含む検査・検定等の事業については、平成 14 年 3 月、官民の役割分担及び規制改革の観点から、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする方針が閣議決定され、これを踏まえて工業標準化法が改正（平成 16 年 6 月 9 日公布、平成 17 年 10 月 1 日施行）され、JIS マーク表示制度は国による認定制度から民間の第三者機関（登録認証機関）による認証に変更された。

本協会はこの新しい JIS マーク表示制度の認証機関の登録を目指し、前述の ASNITE-Product 認定取得と並行して登録の基準である ISO/IEC Guide65 及び ISO/IEC17025 に合致したシステム構築に取り組んだ。

平成 18 年 3 月に JIS S2120（ガス栓）、JIS S2135（ガス機器用迅速継手）、JIS S2190（ガス用ゴム管バンド）の 3 規格を申請範囲とした登録申請を行い、同年 9 月に審査を受け、同年 12 月 5 日付けで JIS 登録認証機関として登録された。

平成 26 年 4 月には JIS S2146（ガスコード）も追加し、認証業務の範囲は 4 規格に至っている。





昭和 63 年～平成 30 年

●マイコンE及びマイコンEBの検査開始

ガスメータの流量方式は従来、膜式によるものであったが、KHKにより超音波センサを利用して流量を計測する方式のガスメータ（電子式マイコンメータ）が開発され、流量計測時間、部品点数の削減及びマイコンメータの小型化が可能となった。

平成 17 年 3 月、KHKが技術基準を制定したことを受け、本協会では「液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（E型）検査規程（LIA-870）」及び「液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（EB型）検査規程（LIA-880）」を平成 17 年 4 月に制定し、検査を開始した。

●クイックカップリング接続の追加（高圧ホース及び調整器）

質量販売においては、消費者が誤って容器バルブを開いて発生した事故等が多く、減る傾向が見られなかったことから、こうした事故を防ぐため、KHKではクイックカップリング接続を開発したところ、平成 17 年 1 月 31 日に液石法器具省令が改正（平成 17 年 4 月 1 日施行）され、高圧ホース及び調整器の技術基準にクイックカップリング接続が追加された。

この改正に伴い、本協会では「高圧ホース検査規程（LIA-400）」及び「調整器検査規程（LIA-500）」を改正し、平成 17 年 4 月 1 日よりクイックカップリング接続の検査を開始した。

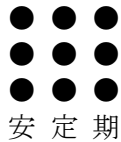
●創立 40 周年記念事業

平成 20 年 3 月 31 日に創立 40 周年を迎えるに当たり、平成 19 年 11 月 21 日（水）に新橋の第一ホテル東京において創立 40 周年記念事業を開催した。

1. 創立 40 周年記念式典（午後 4 時～4 時半）
 - (1) 出捐 4 団体に感謝状及び記念品の贈呈
 - (2) 理事、監事、評議員及び名誉顧問に感謝状及び記念品の贈呈
 - (3) 職員代表に永年勤続表彰状及び記念品の授与
2. 祝賀会（午後 5 時～6 時半、参加人数：400 名程度）
3. 職員記念式典（午後 7 時～8 時半）

●ガス栓の耐放水性能に関する基準の追加

平成 19 年 12 月に J L I A から可とう管ガス栓の防水調査を請け負った。浴室にある可とう管ガス栓の腐食事故を受け、各社可とう管ガス栓の防水性の実態を調査した。



昭和 63 年～平成 30 年

この調査結果を基に、後に J L I A 基準に耐放水性能に関する基準が追加され、平成 22 年 9 月に本協会の「ガス栓検査規程 (LIA-220)」にも付加機能検査として基準を追加し、検査を開始した。

●一般財団法人への移行

平成 20 年 12 月の公益法人制度改革関連三法（平成 19 年 6 月公布）の施行を受け、本協会は、「一般財団法人」への移行に向けて動き始めた。

平成 22 年 4 月に直嶋正行経済産業大臣に対し最初の評議員の選任方法について認可申請を行い、平成 22 年 4 月 22 日に認可され、平成 23 年 10 月には野田佳彦内閣総理大臣に対し一般財団法人移行認可申請を行い、平成 24 年 3 月 23 日に移行が認可された。同年 4 月 1 日には登記が完了し、本協会は「一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会」として再出発した。

この一般財団法人への移行作業とともに、新たな会計基準の適用も進められた。本協会は、平成 20 年会計基準について平成 22 年度から導入している。

●ガス安全啓発事業共同推進検討会の設置、交流フェスタへの参加

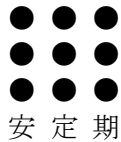
平成 21 年同年 9 月、民主党政権が発足し、「行政事業レビュー」を閣議決定した。各府省に設置された予算監視・効率化チームが、各府省における予算の執行状況について、外部の視点を入れて自己点検し、公開の場で検証するというものである。

この閣議決定に伴い、経済産業省日用品室から、本協会及び日本ガス機器検査協会（J I A）は「ガスに係る安全啓発事業」に関して共同で実施するなどの合理化を求められたため、J I A との間で「ガス安全啓発事業共同推進検討会」を設置して検討を行い、毎年 10 月に東京都消費者月間実行委員会が主催している「くらしフェスタ東京」の「交流フェスタ」と呼ばれるイベントに平成 22 年から共同出展することとなった。

●東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日（金）午後 2 時 46 分、宮城県牡鹿半島の東南東沖 130km を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生した。地震の規模はマグニチュード 9.0 で、発生時点において日本周辺における観測史上最大の地震であった。

中央検査所では、この時内部監査の真最中であった。尋常ではない揺れの大きさと長さを感じ、全員駐車場に避難した。周りの電線は大きく波を打ち、電柱も今にも折れそうに横に振れていた。揺れの長さとしては 2 分から 3 分程度



昭和 63 年～平成 30 年

あったであろう。神奈川県綾瀬市では震度 5 弱を示した。その後も余震が頻繁に続いた。

この近年稀に見る地震ではあったが、中央検査所では、恒温水槽の水が飛び出した程度で大きな影響はなかった。その翌週の 14 日（月）には通常どおり業務が開始されたが、14 日から 28 日かけて東京電力管内で実施された計画停電によって業務が影響を受けることとなった。

東京新橋の本部でも震度 5 弱を記録した。東京近郊の交通機関はすべて不通となり、一部の職員は帰宅困難となり、本部で夜を過ごした。本部の建物（共栄火災ビル）自体は特に影響はなく、本部も 14 日から通常営業をしている。

この震災に伴い、福島、茨城の地域に立地する LP ガス機器製造工場やゴム材料メーカーは大きな被害に遭った。また、ゴム材料メーカーが被災したことに伴い、ゴム材料を使用する LP ガス機器製造事業者にも大きな影響が及んだ。

特に、調整器に使用されるダイヤフラムや高圧ホースが入手困難となり、調整器製造事業者やホース製造事業者は急遽購入先を変更しなければならない事態が生じた。

購入先の変更を伴えば、本協会の製品評価の手続きが必要であり、評価期間も 1 ヶ月以上を有することになる。その間、出荷が途絶え、空白期間を招くこととなってしまふ。このため、経済産業省、J L I A 及び製造事業者から本協会に緊急措置を講じるようにとの要望が出された。

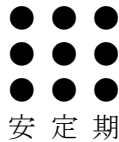
本協会ではこの要望を受け、緊急措置として検査期間の短縮に係る運用文書を発行し、対応した。

● 認証マークの印刷等に係る管理規則（LIA-121）の制定

超音波センサによる計測を利用したマイコンメータ（「超音波式ガスメータ」）は、メータの小型化をもたらし、平成 18 年から市場に出始め毎年少しずつ出荷数を伸ばしていた。

また、これまでもより一層の小型化を進めるべく、製造事業者は、筐体の形状変更など試行錯誤を重ねていた。

そのような中、L I A の合格証票に関して、計量法に係わる基準適合証印や製品の情報（型式名、QR コード等）も 1 枚のラベルに表示できるよう、ラベルの統合化に関する要望が高まっていったが、これにはマイコンメータの小型化に伴い、ラベルを貼付するスペースの確保が課題となっていたことが背景にあ



昭和 63 年～平成 30 年

った。本協会ではこの要望を受け、検討に入った。

ラベルを統合する場合、印字は製造時に事業者側で実施するため、証票の適正表示を確保するための印刷の条件、管理方法、本協会への申請・報告などを詳細にまとめた「認証マークの印刷等に係る管理規則（LIA-121）」を J L I A との調整を経て、平成 25 年 10 月に制定し、運用を開始した。

制定当初、この規則の適用範囲は、管理型検査制度を適用している製造事業者であって、品目は「マイコンメータ」及び「漏えい検知装置（漏えい検知部）」であったが、平成 27 年 11 月には「調整器」が追加された。



● F B I A

平成 26 年から平成 27 年の前期にかけて、I S O 審査センターでは、これまで蓄積してきた認定・認証制度の知見や審査登録業務の運営の知見を活用し、一般社団法人ファインバブル産業会（以下、F B I A という。）の製品登録証制度の設立をサポートした。同制度の設立後は、申請に基づく個別審査の品質管理について F B I A から審査の業務を受託し、実施している。

● 創立 50 周年記念事業

平成 30 年 3 月 31 日に創立 50 周年を迎え、平成 30 年 11 月 15 日（木）に新橋の第一ホテル東京において創立 50 周年記念事業を開催した。

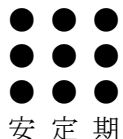
おおむね 10 年毎に開催してきた周年記念事業だが、50 周年という節目を迎えることができたことに感謝の意を表すべく、記念式典には関連団体、本協会役員、評議員に加え、製造事業者の代表者も招待し、過去最大規模での開催となった。

また、記念祝賀会においては、約 400 人が参加され、関係各位の日頃のご協力に感謝するとともに、更なる交流を深めることができ、有意義な会となった。

立原理事長は、終始、来賓への感謝を惜しまなかった。

1. 創立 50 周年記念式典（午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分）

- (1) 理事長挨拶（立原孝夫）
- (2) 感謝状及び記念品の贈呈
 - 1) 関連 4 団体



昭和 63 年～平成 30 年

- ・一般社団法人全国LPガス協会（出捐団体）
 - ・一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会（出捐団体）
 - ・日本LPガス協会（出捐団体）
 - ・日本ガスメーター工業会（関連団体）
- 2) 役員（非常勤理事 9 名、監事 2 名）
 - 3) 評議員（14 名）
 - 4) 製造事業者代表者(49 名)
2. 祝賀会（午後 5 時～6 時半）
- ・本協会の歴史及び業務内容を映像紹介
 - ・記念祝賀会を開催（参加人数：約 400 名）
 - ・余興（ジャズカルテット生演奏 約 20 分間）
3. 職員記念式典（午後 7 時～8 時半）
- ・理事長及び常勤理事 3 名に感謝状及び記念品を贈呈
 - ・職員 20 名（勤続 10 年以上の正職員 19 名、雇員 1 名）に永年勤続表彰状及び記念品の授与
 - ・その他の職員 9 名に記念品の授与
 - ・職員代表による挨拶（森澤山梨支所長）

